

陳 情 書 綴

(陳情第15号～第36号)

令和6年第2回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

陳情第 15号	対外的情報機関の設立等について	1
陳情第 16号	核兵器禁止条約について	3
陳情第 17号	行政にかかる諸問題について	5
陳情第 18号	行政にかかる諸問題について	11
陳情第 19号	国民健康保険について	13

(議会運営委員会)

陳情第 17号	行政にかかる諸問題について	5
陳情第 20号	行政にかかる諸問題について	15
陳情第 21号	子ども相談所について	19

(総務財政委員会)

陳情第 17号	行政にかかる諸問題について	5
陳情第 18号	行政にかかる諸問題について	11
陳情第 20号	行政にかかる諸問題について	15

(市民人権委員会)

陳情第 17号	行政にかかる諸問題について	5
陳情第 20号	行政にかかる諸問題について	15

(健康福祉委員会)

陳情第 17号	行政にかかる諸問題について	5
陳情第 18号	行政にかかる諸問題について	11
陳情第 19号	国民健康保険について	13
陳情第 20号	行政にかかる諸問題について	15
陳情第 21号	子ども相談所について	19
陳情第 22号	障害者施策の充実について	21
陳情第 23号	障害者施策の充実について	23
陳情第 24号	こころの健康センターについて	25
陳情第 25号	歯科健診について	31
陳情第 26号	市立老人福祉センターの入浴施設について	33
陳情第 27号	新型コロナウイルスワクチンについて	35

陳情第 28号	行政にかかる諸問題について	39
---------	---------------	----

(産業環境委員会)

陳情第 17号	行政にかかる諸問題について	5
陳情第 18号	行政にかかる諸問題について	11
陳情第 28号	行政にかかる諸問題について	39
陳情第 29号	堺環濠都市北部地区について	41

(建設委員会)

陳情第 17号	行政にかかる諸問題について	5
陳情第 20号	行政にかかる諸問題について	15
陳情第 28号	行政にかかる諸問題について	39
陳情第 29号	堺環濠都市北部地区について	41
陳情第 30号	公共交通について	45
陳情第 31号	公園の水道施設について	47
陳情第 32号	行政にかかる諸問題について	49

(文教委員会)

陳情第 17号	行政にかかる諸問題について	5
陳情第 20号	行政にかかる諸問題について	15
陳情第 28号	行政にかかる諸問題について	39
陳情第 32号	行政にかかる諸問題について	49
陳情第 33号	支援学校について	51
陳情第 34号	支援学校について	55
陳情第 35号	市立小中学校の校区について	59
陳情第 36号	放課後施策について	61

対外的情報機関の設立等について

陳 情 者 愛知県安城市

社会の歪を鋭く追求 政策提言する世直し集団「一輪のバラの会」

代表 加 藤 克 助

対外的情報省と横田基地について意見書提出に関する陳情

陳情の内容

国に対し、対外的情報省を設立し、日米安保条約を戦後から今日に至る間、再検討を行い、都内にある米軍施設（横田基地を含む）を見直す必要があるとの意見書を提出するようお願いする次第です。

<陳情事項>

第二次世界大戦が終結し、平和な時代が来ると世界の人々は思いましたが、その後も各地で、国家間の戦争、民族、宗教、資源争奪紛争等、が勃発しています。歴史を振り返ると、フランスの著名な学者は著書で、人間の歴史4,000年のうち、平和は277年間で後の3,723年間、戦争はどこかで行われ、現在も続いていると著書で述べています。

国は混沌とする世界情勢を把握する為に、対外的情報省を設立し、その過程で日米安保条約を再検討し、都内にある米軍施設（横田基地を含む）7か所の基地を見直す必要があると考え国に意見書を提出するようお願いする次第です。

受理年月日 令和6年2月28日

核兵器禁止条約について

陳 情 者 大阪市浪速区
大阪府保険医協会・反核平和委員会
委員長 武 田 勝 文

陳情の内容

大阪府保険医協会は大阪府下の開業医・勤務医で構成され、反核平和委員会では人命を脅かす核兵器とあらゆる戦争に反対すると共に、平和運動に取り組んでいます。

この間、ロシアによるウクライナ侵攻、イスラエルによるガザ侵攻など、核保有国による他国への軍事侵攻が相次ぎ、軍人・軍属だけでなく、民間人に多くの犠牲者が出ているとの報道と同時に、指導者による核使用を仄めかす発言も相次ぎ、核使用リスクが高まっています。

当会ではこのような事態に鑑み、核の開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止している核兵器禁止条約の重要性を感じています。

つきましては唯一の戦争被爆国である日本政府が同条約を批准することを求める旨の意見書を政府に提出いただきたく、本状を提出します。

受理年月日 令和6年4月30日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市北区

新日本婦人の会堺支部

代表 長川堂 いく子

大 野 ますみ

滝 口 和 美

杉 戸 愛 子

陳情の内容

私たち新日本婦人の会は、ジェンダー平等をめざす立場から、若者、子育てから高齢者までの幅広い世代の会員の願いや要求を汲み上げ、女性ならではの様々な問題からの生きづらさを解消できるようにと草の根の運動を進めています。そのため最も身近な市政に対して、政令市の権限と財源を大いに活かし、市民が主人公で誰もが安心して暮らせる堺市であってほしいと切実に願っております。

また大阪府民としては夢洲の関西万博の建設費がかさみ、撤去費用など合わせればさらに膨大な税金が使われ、府民の負担が増えるのは明らかです。多くの府民が万博中止の声を挙げています。まして防災対策やインフラ整備、交通手段も安全が確保できない危険なところに、子どもたちを見学に行かせるのは不安です。今は万博・IRカジノ建設より、能登半島地震に国も大阪府・市も救援に力を入れるべきではないでしょうか。堺市議会として引き続き万博中止について議論し、堺市も検討してください。

また世界で戦闘状態が広がり、日本も米軍基地強化や日米の戦闘訓練、戦争準備が進められています。戦闘状態は一刻も早く停戦し、アジアの緊張状態をなくし、平和を取り戻すよう努めねばなりません。そのためにも堺市も市議会も国に対して、憲法を守り、日本政府の役割を果たし平和に貢献するよう求めてください。市民の命とくらしを守るための予算の増額を国に対して要望してください。

「自治体と市民の繋がり強化」「安全・安心の街づくり」「福祉の充実」「子どもの笑顔あふれる町づくり」の実現を願い、ここに陳情いたします。

<陳情事項>

1. 「2025年大阪・関西万博」については、夢洲の会場建設費、積算できない撤去費用など、天井知らずの税金が投入され、府民・国民あたりの負担に換算すると膨大な税金を負担することになります。多くの府民が中止を訴えています。次世代に負債を負わせることになります。議会として関西万博中止の声を国・大阪府・大阪市に届けてください。
2. マイナンバーカード（マイナ保険証）について、保険証廃止に反対し、今まで通り従来の健康保険証も使用できるよう、国へ要望してください。
3. 憲法9条を守り、専守防衛を逸脱する日米共同演習や基地強化をしないように議会として国に求めてください。また殺傷能力のある軍需製品を他国に輸出し、日本が軍需産業国にならないように議会として国に求めてください。
4. 「核兵器禁止条約」はすでに署名が93か国、批准が70か国になっています。唯一の戦争被爆国である日本の政府が署名・批准をするよう議会として国に求めてください。

議会運営委員会審査分

5. 「議会の動き」のページは『即時性に対応する』以前に正確で具体的な情報を伝える大切なページです。以前から要望し続けている「議会だより」の別立ての折り込みを実現してください。

総務財政委員会審査分

6. 「2025年大阪・関西万博」については、夢洲の会場建設費、積算できない撤去費用など、天井知らずの税金が投入され、府民・国民あたりの負担に換算すると膨大な税金を負担することになります。多くの府民が中止を訴えています。次世代に負債を負わせることになります。市として関西万博中止の声を国・大阪府・大阪市に届けてください。堺市において堺浜のホテルの賃料の滞納問題を市民に明らかにし、インバウンド優先の方針を直ちに直視し、何が今、市民に必要なか、市民の暮らしを守る政策を強めてください。
7. 市民の暮らしを守る『セーフティネット情報』を取り上げたり、閲覧しやすいホームページの運営など引き続き進めてください。
8. 選挙広報の配布と郵便投票の対象者の拡大については引き続き改善を進めて下さい。投票率向上のため投票所のバリアフリー化や細やかな援助も当事者の目線で進めて下さい。施設入所の高齢者や障がいのある方も投票しやすい様々な支援を関係機関と連携して進めてください。若い世代の投票率向上への取り組みも重要です。

市民人権委員会審査分

9. 南海トラフ地震が必ず来ると言われています。各避難所の収容人数を明確にし、被災したすべての方が避難できる十分な避難所の確保を行って下さい。発災時から早急に「トイレ・トレーラなど清潔な洋式のトイレ（T）、温かい栄養バランスのとれた食事を提供できるキッチン（K）、段ボールなどのベッドやプライバシー保護のためのパーテーション（B）」などが確保できるよう、早急に準備していただくよう要望します。

また、性被害を防止するためにもジェンダーの視点で、避難所運営を行ってください。

10. 深井水賀池公園の開発について自然や街の形が大きく変わる計画です。ながらく池の景観に親しんできた市民にとってわずかに池が残るようですが親水性が充分にあるとは思えません。水鳥や生物の保存も考えてください。民間活用エリアなどは、今までの深井駅近辺の自然空間が商業施設や住居などで変わります。自然豊かで、市民が親しめる居場所を望みます。街の形を変える時は市民に知らせ、声を聞き、議会でも議論を尽くしてください。

11. 堺市内に6館の公民館がありますが、人口に対して6館では少なすぎます。遠くて利用できないのが現状です。公共交通が利用できないところは乗合タクシーが導入されているとの事ですが、市民に充分周知されていないので、もっと広く知らせてください。また公民館へのルートも作ってください。

12. 「リプロダクティブヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の観点から学校・公共施設のトイレの個室には、トイレトペーパーと同様に生理用品を常備してください。今後意識啓発のために、大人も子どもも「包括的性教育」を学ぶ場を提供する等先進的な取り組みを積極的に行ってください。

13. 女性が社会活動しやすいように、各区に女性センターをつくってください。また図書館や区役所など公的施設の空部屋も利用させてください。

14. 非核宣言都市として、園や学校教育、そして市民に平和の取り組みを拡げてください。また市民の取り組みに対してさらなる後援・支援をしてください。

15. 憲法9条を守り、専守防衛を逸脱する日米共同演習や基地強化をしないように市として国に求めてください。また殺傷能力のある軍需製品を他国に輸出し、日本が軍需産業国にならないように市として国に求めてください。

16. 「核兵器禁止条約」はすでに署名が93か国、批准が70か国になっています。唯一の戦争被爆国である日本の政府が署名・批准をするよう市として国に求めてください。

健康福祉委員会審査分

17. 子ども医療費を完全無償化にするよう要望します。

18. 物価上昇がいまだに続くなか、国民健康保険料が上がり、暮らしを圧迫しています。差し押

さえや保険証が取り上げられる事態が広がっていると聞きます。大阪府や国に財政支援措置等を講じる事を検討するように訴えるだけでなく、市民の命を守るために、堺市として国民健康保険の負担軽減を行ってください。

19. 堺市独自の加齢性難聴者の補聴器購入助成制度を創設してください。加齢性難聴に対する補聴器購入助成をする自治体が増えており、政令市である相模原市でも2022年7月からモデル事業として助成制度をスタートさせています。ぜひ堺市においても助成制度を作ってください。
20. 介護保険料も65才以上の市民にとって、負担が拡大しています。堺市として負担軽減を行ってください。
21. 女性に多いケア労働者の賃金が低く、各事業所では人手不足が常態化しています。待遇改善を行うように事業者への支援を市としても行ってください。
22. 高齢の単身女性の貧困は切実です。年金も少なく、医療や介護を受けるにも不安があります。高齢者向けケア付き住宅など支援策を講じてください。
23. 大仙公園の「平和の塔、礼拝堂」は堺市の戦争体験を伝える大変貴重なモニュメントです。来訪者にその点についての説明掲示板がないので、設置時期や目的・主旨などに触れた、わかりやすい“説明掲示板”を設置してください。
24. 子どもを安心して預けられるよう保育予算を増やし、保育士の配置基準を改善して保育士の増員と処遇改善を行って下さい。全ての乳幼児の保育料と3歳時からの給食費の無償化を実現するように要望します。

産業環境委員会審査分

25. 大仙公園の気球事業について、ガス漏れがどうして起こったのでしょうか。原因を明らかにし、このような命に係わる不安を残す気球事業を取りやめ、公園も元の姿にもどしてください。

建設委員会審査分

26. 公共交通利用者の減少や公共交通に関わる担い手不足など、厳しい状況があることは理解できますが、バスの減便、運賃の値上げ、路線の変更や減少は、市民の生活に多大な影響を及ぼします。市民の足である南海バスや阪堺線を支援し、守ってください。また障がいのある方や介助者、妊婦など交通弱者が公共交通を利用しやすい制度を作ってください。おでかけ応援制度は高齢者の健康で文化的な生活に資するありがたい制度です。今後もこの制度の継続、発展を強く望みます。
27. SMIプロジェクトの美原ラインについては美原区在住の住民の声を実証実験の結果をふまえた丁寧な検討を進めてください。都心ラインについては様々な解決すべき課題も多く必要性は

感じられません。今までの進め方や2. 3月議会での再議をみても強引で納得できません。

28. 堺市民にとって、自転車は交通手段として重要な役割を果たしています。しかし自転車による事故も多く、全国平均の1.5倍になっているようです。私達会員の自転車アンケート調査によると、自転車用に矢羽根状のラインが引かれたレーンは幅が狭くて、「走行中に自動車が後方から追い越していく時、こわい。」という意見が多く寄せられています。堺市では、自転車通行空間（自転車道、自転車レーン、車道混在）はどのように整備されているのか教えてください。自転車が安全に走行できる道路の整備を進めてください。

29. 自転車事故が増加しています。安全に走行できるよう啓発活動に取り組んでいただいていると思いますが、自転車ヘルメット購入の助成制度を設けてください。

30. 1月の能登地震において、いまだに断水が続いている地域があります。

堺市において老朽化のメンテナンスも含め、災害時も安心して利用できるように、水道事業の民間委託はしないでください。人間の生命にかかわる水道事業こそ、公の責任で整備、運営が必要です。

文教委員会審査分

31. 市立図書館は市民の財産です。図書館資料費を増額してください。そして専門性の高い司書職員を今後も正規採用で拡充してください。また、学校図書館司書もその専門性を活かして、児童生徒が本に親しむ環境を作るために、一校に一人配置してください。

32. 堺市独自で採用計画を立て、正規の教職員を増やしてください。年々、多様な支援が必要な子どもが増えています。国に対する要望はしつつ、子どもたちの豊かな発達と教職員の長時間労働の改善のためにも教育予算を増額し、堺市独自でできる限りのことをして下さい。

33. のびのびルームの事業選定については、事業者の実績や運営内容などを踏まえるとともに、民間事業者に丸投げするのではなく、堺市として公的責任及び事業の安定性と継続性が保障されるように保護者や関係者の意見を反映してください。また、環境整備や指導員の処遇改善のために必要な予算を増やして下さい。

34. 「義務教育は無償」という憲法に則り、他の自治体でも実施が進んでいる学校給食の無償化を堺市でも早く実現して下さい。また食材については、堺市の地場産物の使用をさらに進め国産小麦のパン、有機食材の使用に努めることを要望します。

35. 2025年度から始まる中学校給食に向けては、教室の環境整備はもちろん、人員配置を増やして給食時間の確保を保障し、保護者・教職員の意見も聞いて安心・安全な給食が実施出来るよう準備して下さい。

36. 中学生においては、計画的に少人数学級編制は実施されてきましたが、心身の発達が著しい中学校の豊かな発達を保障するためにも、さらに35人以下学級の実現を要望します。

37. 「さかい学びサポート事業」は人的確保が難しいという理由で廃止されましたが、児童の学力保障の問題は今も現場の先生方の大きな課題です。子どもたちは学習のつまづきを克服してわかるようになると大きな喜びを感じます。個々の児童のつまづきを指導する一つの方法として「マイスタディ」が取り組まれていました。そのような場を復活させて下さい。
38. 2022年度で2,000人弱の児童・生徒が不登校の状況になっています。不登校児童・生徒の居場所として各学校で個別指導のためのリソースルームの確保と、その人的配置をして下さい。また、個々に対応できる教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを増やして下さい。公的な教育支援教室は現在4ヶ所ありますが、自宅から遠いため行くことが難しい子どもたちも多くいます。フリースクールなど民間施設の利用には自己負担が大きいのので堺市として補助金を増やすように要望します。
39. 体育館の空調設備工事を、教育環境と地域の避難所環境の視点で、予定より早期の実現を要望します。
40. 学校群制度は教育委員会としてどのような指針のもと、各学校現場に伝えているのでしょうか。また学校現場はどのように具体的に進めようとしているのですか、学校のあり方を変える「学校群制度」2025年度からの拙速なやり方は教職員や児童・生徒にとって混乱や負担が生じます。公的な教育の現場に効率的な考えを持ち込む「学校群制度」は撤回して下さい。
41. 堺市において、万博会場のインフラ整備や防災対策、また学校行事としての環境整備も不備な中、校外学習として参加をさせないように要望します。
42. 小・中学校のトイレに生理用品の設置を早急に実現するよう要望します。
43. 中学校教科書の採択に向けて検定教科書の展示を、各区役所などもっと身近な場所で閲覧できるように展示会場を増やして下さい。
44. 学校や園での式や行事に日の丸や君が代を押し付けないでください。

受理年月日 令和6年5月8日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市西区
堺市内民商連絡会
代表 上 田 壯 幸
堺北民主商工会
堺東民主商工会
堺南民主商工会

原油・物価高騰等から小規模事業者の営業と生活を守り、地域経済の振興・発展をはかるよう
支援と施策拡充を求める陳情書

陳情の内容

小規模事業者の営業とくらし、地域経済を守るために日夜ご奮闘されていることに敬意を表します。コロナ禍にガソリンや光熱費・原材料や資材・食料品などの高騰が追い打ちをかけ、小規模事業者の経営はかつてない危機に瀕しています。市民の命と健康を守り、地域経済を立て直すためには市政の役割が一層重要になります。現在、多くの小規模事業者が経営の危機に直面し、支援を必要としています。小規模事業者への支援策のさらなる拡充のため以下のことを要請します。

<陳情事項>

1. 堺市は、国と大阪府に万博の中止を求めてください。
2. カジノIRを始めとする大規模事業に反対を表明してください。カジノ誘致は、堺市民にもギャンブル依存症の被害、児童への悪影響、治安の悪化など、堺市にとって極めて有害です。そもそも、賭博による観光振興・経済成長など倫理的に許されるものではありません。健全な経済成長・児童の教育を守り、社会正義を示すため、「誘致に堺市は関係しない」などという無責任な態度ではなく、カジノそのものの有害性を国に訴えてください。
3. 国や大阪府に対して新型コロナ感染拡大による売上減少や原油価格・物価高騰に対応した給付金・支援金や家賃などの固定費補助のための新たな直接支援策を実施するよう要望してください。

4. 国民健康保険料について、黒字の国保財政予算や基金からの繰入れや法定外繰入を行ってください。全国知事会にて全会一致で提案された国への1兆円規模の負担を要求し、人頭税に当たる均等割・平等割分をなくし「払える」国保料にしてください。国保料の負担軽減などに取り組む自治体の努力を否定する「都道府県単位化」に反対してください。
5. 憲法違反の「共通番号（マイナンバー）」制度の利用拡大をやめ、廃止する声を堺市として挙げてください。マイナンバーカードの所持・不所持によって行政サービスが受けられないなどの不利益を禁止してください。紙の保険証の廃止に反対してください。

総務財政委員会審査分

6. 万博の会場建設現場で爆発事故がありましたが、まともな原因分析も再発防止策もなく開催に突き進んでいます。駐車場から万博の会場まで1キロメートル程度歩かなければならないことや、屋根付きの団体休憩所が2,000人程度しか入れず、多くの人が熱中症になる危険性も指摘されています。危険を伴う万博に、堺市の税金を使つての、子どもたちの招待などは絶対に行わないでください。
7. 陳情内容を実施実現する為に、全堺市職員および業務委託先が日本国憲法の理解を深め、市政や業務に活かせるように教育を行ってください。
8. 公共施設や住宅の修繕で地元工務店、大工への発注を奨励してください。公共工事に地元の小規模事業者の採用優先枠を設定する小規模事業者登録制度を創設してください。また住宅リフォーム助成制度を創設し、補助金の支給や申請手続きを簡素化してください。
9. 家族従業者の正当な働き分を認めず、封建的な「家制度」の名残である所得税法第56条の廃止に賛同してください。

健康福祉委員会審査分

10. 国民健康保険料に対して、生活保護を基準に減免措置を拡充してください。滞納者に対し、親身に実情を聞き丁寧に納付相談を行い、差し押さえありきの滞納処分は厳に慎み、国税徴収法及び国税徴収法基本通達の規定を逸脱した強権的徴収は行わないでください。電話による納付催促など徴収にかかわる業務の民営化は行わないでください。

産業環境委員会審査分

11. 国の地方創生臨時交付金を活用して、売上が減少したすべての小規模事業者・個人事業主・フリーランスを対象に新たな直接支援金制度を創設してください。

受理年月日 令和6年5月7日

国民健康保険について

陳 情 者 堺市西区
堺市内民商連絡会
代表 上 田 壯 幸
山 岸 直 矢
堺北民主商工会
堺東民主商工会
堺南民主商工会

堺市が国民健康保険の都道府県統一化廃止を国に求めることと、
高すぎる国保料に対して基金の繰り入れをするよう求める陳情書

<陳情事項>

1. 国保の都道府県統一化（自治体が実施してきた法定外繰り入れや条例減免の制度の統一）と高すぎる国保料の廃止を国へ要請してください。国保統一化の下で国保料は上がり続けます。堺市は率先して国保統一化廃止の声をあげ統一国保料の廃止を国へ要請してください。また、国に対して公費1兆円投入を求め、協会健保並みに引き下げてください。

健康福祉委員会審査分

2. 激変緩和措置の期限が切れる今期は国保料が1人当たり7,455円上がります。前市長のもと5年間かけて1万6千円引き下げた当時の国保料と比べると、約2万円増加になり、過去数年間の国保料引き下げの努力が水の泡になります。後期高齢、介護保険も同様に上がります。約50億円ある国保基金から繰り入れを行い、国保料の引き下げを行ってください。
3. 大阪府能勢町では、国保加入者に対して被保険者1人当たり1万円の給付を行いました。前述の直接の保険料の引き下げが難しい場合、能勢町のように国保加入者に現金の給付を行ってください。
4. 大阪府の言いなりに府内統一化に属していますが、国保に関する権限は各市町村に決定権があります。大阪府国民健康保険運営方針には法的拘束力は無く、堺市の判断で統一化から脱却

することは容易です。速やかに都道府県統一化から脱却してください。

受理年月日 令和6年5月7日

行政にかかる諸問題について

陳情者 堺市南区
藤村 光治

陳情の内容

「自治体と市民の繋がり強化」「安全・安心の街づくり」「福祉の充実」「子どもの笑顔あふれる町づくり」の実現を願い、ここに陳情いたします。

<陳情事項>

議会運営委員会審査分

1. 議員の定数は48人から35人に進めてください。大阪市の定数、市民に知らせて。令和6年何人になりました。
2. 政務活動費は、議員は15年間、維新と自民が多いと思います。市民は他の議員あると思います。前にも発言しました。市民がするべきです。本来は広報で知らせるべきです。過去のことを。
議会も国が政治と金（パーティ）税金を払いましょう。
前市長も、今の市長も、議員も、市民に報告をしないから、裁判になります。
市長・議員は報告しない。大阪府（府営団地）知らせています、年3回あります。
3. 議員の視察は市民が納得しない。国でも新聞マスコミ、議員もあそびに思います。
堺市、海外・地方、やめてください。
議会の職員、職員のえらい人、若い人が職員が堺市、進めてください。

総務財政委員会審査分

4. 行政改革を進めてください。
 - ・文化の取り組み
 - ・観光の取り組み
 - ・美原区のプール、お金を市民とります。他は多いです。
 - ・東西の交通、プラン、廃止（ART）ありがとう

5. 堺市は効果的な行政サービスの提供を進めてください。(クラウド化)
6. 職員の給料は令和7年は月15,000円上げるべきです。(民間は3万円/月、職員と3倍です。)
7. 職員は5,000人増やしてください。若い人を増やすこと。

市民人権委員会審査分

8. 災害対策を進めてください。
災害は日・祭日・土(能登半島1月1日)
堺市に住んでる職員40%です。
職員が災害日に出来ないです。
市民になにが出来ます。
クーリングシェルター、職員も市民も知らせてください。
9. 堺市は自治会加入率を70%に進めてください。
 - (1) 子ども見守る
 - (2) きれいなまちづくり
 - (3) ふれあいのあるまちづくり
 - (4) 安心してくらす、まちづくり
10. 防災対策、堺市堺区で進めてください。

健康福祉委員会審査分

11. 5年間で国民健康保険料約2万円も増額を堺市が進めました。
高齢者(年金)負担、又子育て、でも高齢者が負担、など基金65億円を活用することで
堺市は年金生活、障害者(年間35,000円)など、食べるなですか。(生活保護、家賃、
医療費、保険料、無料)、堺市はまじめな人、損です。堺市は年金・障害・生活する人の支援
を進めてください。
12. 水痘ワクチンを進めてください。無料で。
13. 子育てを進めてください。

建設委員会審査分

14. SMI(堺モビリティ・イノベーション) SMI都心ライン推進事業やめてください。
本来は人口少なく、若い人が少ない、一人が高くなる。金が、人がのらない。(タクシー
3人で500円すみます。乗りあい、(泉北ニュータウン)タクシー、バス、高齢者100円です、
事業者も500万円です。)バス事業者も新札7月から、他の事業者も100万円機械がいます。

同じく、タクシー新制度も20万円入ります。

15. 都市計画を進めてください。

(災害の強いまち) (子育てのまち) (若い人のまち)

16. 市では、移動の利便性や市内の回遊性を高めるため、シェアサイクルサービス「HELLO CYCLING」を展開するOpenStreet社と連携し、「堺市シェアサイクル事業」に取り組んでいます。

・ヘルメット(シェアサイクル)しない。(通勤・通学)

・歩道より自転車優先。

・堺市は高齢者が多い。

17. 上下水道局は市民に、正しい、広報してください。

・水道メーターの盗難、水道メーター料金や加入金等の着服しました。

・地質調査業務の入札時の誤り

文教委員会審査分

18. 学校改革の推進を進めてください。

・個人情報紛失

・内申書の書き換え

・学校校舎(アスベスト)

・不登校

・学校先生暴力(性・暴力・いじめ)

19. 堺市フリースクール進めてください。

受理年月日 令和6年5月7日

子ども相談所について

陳 情 者 大阪府高槻市
大阪医科薬科大学医学部法医学教室
鈴木 廣 一

子ども相談所における虐待対応の改善を求める陳情

陳情の内容

近年、「虐待ではないのに虐待を疑われて児童相談所に一時保護され、帰してもらえない、会わせてもらえない」という相談が私どものもとに数多く寄せられるようになりました。児童相談所が医師にセカンドオピニオンを求めていけば虐待ではないと判断できたはずの事例も少なくありません。子どもを守るための一時保護が子どもの最善の利益につながっていない事例も多数存在します。

私どもが直接又は間接的に関わった事例を踏まえ、社会医学分野のひとつである法医学に長年携わってきた医師のひとりとして改善案の提案を行ないたいと思います。

<陳情事項>

議会運営委員会審査分

1. 子ども相談所の虐待対応の公正性・透明性を担保するために、市議会、特に健康福祉委員会の議員は、子ども相談所及び一時保護所における対応・処遇・運営を常に見守り、年次検証・評価報告書に目を通し、定期的に一時保護所の視察を行なうこと。

健康福祉委員会審査分

2. 受傷原因・虐待の有無の早期解明に努めること。

受傷原因の早期解明に努め、児相側医師の意見と親子の説明が食い違う場合は必ずセカンドオピニオンを取得して事故の可能性はないか検討すること。保護者側が独自にセカンドオピニオンの取得を希望する場合は、児相が持つ記録を開示すること。

虐待の有無を判断する際には、「受傷機転に関する保護者の説明に一貫性があり不合理な点

がなく、その説明と受傷状況・受傷内容に矛盾がなく、それを裏付ける医師の意見もしくは医学的知見が存在し、保護者による子どもの養育状況から保護者が子どもを虐待したり受傷原因について虚偽の説明をしたりしているとは考え難い」として虐待ではなく事故だと判断した、池田子ども家庭センターの誤認事例に対する大阪地裁・高裁の基準を採用すること。

3. やむを得ず一時保護を継続する場合は、必ず書面で保護者の同意・不同意を確認すること。

4. 面会制限マニュアルを見直すこと。

児童虐待防止法12条に基づき、面会制限は虐待が証明された場合にのみ行政処分として行なうこと。虐待があった事例についても、家庭復帰が可能な場合は早期に面会交流を実施すること。行政指導による半強制的な面会制限は行なわないこと。又、面会の回数や時間についても、可能な限り当事者の希望を尊重すること。

5. 子ども相談所の代理人を務める弁護士には、子どもの最善の利益を第一に考えた助言を求めること。

6. 子ども相談所の代理人弁護士が作成した裁判所への申立て書には、必ず担当者及び子ども相談所幹部が目を通し、子ども相談所の考えと齟齬がある場合は訂正を求めること。

7. マスコミ等により問題点を指摘された過去の事例を真摯に見直すこと。

8. 一時保護中の児童のけがをなくすこと。

9. 一時保護中の児童の在籍校への通学を保障すること。

10. 子ども相談所の対応に関する相談窓口を設置すること。

いきなり子どもを保護された親はとまどいや不安を感じながらも、児相職員には相談できずにいる。子どもや保護者からの相談を受け付け、調査をして児相に助言をする明石市の「子どものための第三者委員会」のような窓口を早急に設置すること。

11. 来年度より実施される一時保護時の司法審査を申し立てる際には、保護者や児童も陳述書を提出できることを保護者・児童双方に文書と口頭で説明すること。

受理年月日 令和6年5月2日

障害者施策の充実について

陳 情 者 堺市東区

堺・障害者（児）の生活の場を考える会

会長 浦 郷 津留子

中 村 康 子

障害者が安心して暮らせるための施策の拡充を求める陳情書

陳情の内容

日頃より障害者の暮らしの場の拡充に向けてご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、これまでも当会から幾度も貴市議会に陳情してまいりましたが、障害者の暮らしの場の整備は喫緊の課題となっています。介護者である親の高齢化が進み、「老障介護」と言われる状態の家庭が増えてくる一方で、強度行動障害を持つわが子の介護に疲れ果て、近所の目を気にしながら地域生活を送っている家庭もあります。

そのような中で暮らしの場の整備について昨年、永藤市長が回答された「日中サービス支援型グループホームの活用」の方向性は、私たち関係者も大いに関心を寄せているところです。高齢化や障害状態等により日中事業所に通所するのが困難になった利用者も増えてきている中で、日中サービス支援型の需要も高いのではないかと考えています。一般のグループホームや入所施設などと連携することで地域移行も一層進むのではないのでしょうか。

いずれにしましても障害者の暮らしの場の一刻も早い整備をお願いしたく、以下の陳情をさせていただきます。

<陳情事項>

1. 高齢化が進み、日中事業所に通所するのが困難な利用者が増えてきており、その方たちへの対応に苦慮している既存のグループホームが増えつつあります。入所施設においても入所者の高齢化により、支援に困難を抱えていると聞いています。既存のグループホームや入所施設と連携できるような高齢障害者等に特化した日中サービス支援型グループホームの実現に向けて堺市としてご支援、ご指導してください。

2. 大阪府下でどのくらいの日中サービス支援型グループホームがあるのか調査をして教えてください。当会としましても、ぜひ一度見学に行きたいと思っていますので、いくつかのホームを紹介して頂けると有難いです。
3. グループホームの立地条件として住宅地とありますが、強度行動障害の入居者の夜間の対応など近隣に対して気を遣うことも多々あります。また、地域で反対運動が起こるなど住民の理解を得るのは本当に大変です。堺市として住民への説明会に出席するなど積極的に支援をしてください。また、市有地など利用できる土地の斡旋を行ってください。
4. 堺市は、重度障害者対応型のグループホームに対して運営費補助を行っていますが、現在の実施状況を教えてください。また、補助内容を見直す方向のようですが、当会がこれまで陳情してきた障害者個人に補助を出すように改正されるのでしょうか。
5. 強度行動障害など重度障害の利用者は広い空間が確保された暮らしの場が必要であり、これまでも入所施設の整備を求めてきました。第5次大阪府障がい者計画（中間見直し）では、入所施設は地域生活に向けた環境調整を行う場であると同時に、現に入所者の大切な生活の場でもあることから環境整備など入所者の生活の質の担保についても言及しています。堺市内の入所施設に対しても同様に入所者の生活の質を担保する機能を向上させていくというお考えですか。
6. 障害者の暮らしを支えるためには職員の確保が欠かせません。例えば、保育士の確保のために適用されているような宿舍借り上げ支援や就職応援事業など就労者の経済的負担を軽減するような仕組みを障害福祉人材にも適用してください。

受理年月日 令和6年4月25日

障害者施策の充実について

陳 情 者 堺市南区
北 道 米 雄

<陳情事項>

1. 介護と障害について、介護→認定が決定です。法により。
政令指定都堺市はなんと、介護→認定→処分です。違法です。差別です。懲戒免職では。介護保険料でなく、障害法。
2. 役職で、職員名で訴えておりません。個人名、ひとり、1人です。市長を訴えておりません。

受理年月日 令和6年5月7日

こころの健康センターについて

陳 情 者 大阪府堺市南区
柳 二 郎

堺市こころの健康センターにおける違法行為と人権侵害行為

陳情の内容

堺市こころの健康センターはギャンブル依存症 アルコール依存症 引きこもりなど色々な相談を受け付けています。表向きは各健康センターでも行われている訪問や面談、相談を行っていますが、しかし実態は相談系の資格も知識もない臨床心理士と奈良県立医科大学の精神医療講座の医師が違法行為を参与観察という福祉保健保障支援援助と偽り、研究倫理としては認められていない方法でリサーチを事前の同意や了承もなく行い、多年多人数に対して受けられるべき福祉保健保障支援援助を遅らせる結果と公務員の立場と福祉保健保障支援援助を抜け道にして人権侵害や規律違反ありとあらゆる犯罪行為を行っています。

私の元女性支援員A職員は資格も知識もない臨床心理士で、資格の為5年に一度の免許更新が義務付けられており、更新のポイントの高い研究紀要を書くため、何度も当センターの医師に相談してみてもメールにて区役所に誘い出し、医療相談と騙して、内容は予め用意された引きこもりの実態調査内容で、例えば両親にどう思いますかなど、医療とは全く内容が関係なく、書き取った物もカルテではなく、それが何に使われどこに持って行くのか同意も説明もありませんでした。今知識を得て知った事です。研究医と無許可でリサーチを行い、また無許可で講演会 刊行物 論文などを某県立医科大学研究医と共に行い、センター長は医局医、医師法違反で面談を行う女性医師は博士研究医。面談や相談は調査の為で意味もなく、命にかかわる社会保障受給を遅らせるだけです。10年以上認知症の母の介護と年老いた父の世話をしてきました、父が引きこもりの私の相談に行っていたのですが、4年ほど前から現在主幹のB職員、後にA職員が担当となり、家族の実状をメールにて知らせてきましたし、父がセンターに出向いて面談を受けておりました。しかしその間に当然受けられるべき福祉保健保障支援援助の説明と導きはありませんでした。父が末期がんとなり、頼る所もなく、初めてA職員に電話にて援助を要請したところ最初家の訪問して来て、何の為に来たのかわからずA職員が引きこもりの実態調査偽支援員の臨床心理士たる事を当然知

らず。ただ家に來ただけの公務員仕事をしていれば給料をもらえるサボリアウトリーチしていました。厚生労働省 精神障害者アウトリーチ実施要綱によると、双方が納得行くまで家族と共に本人も含めて理解と同意がなければアウトリーチは行う事は出来ない事は当然であり、その時に受けられるべき社会福祉保障の説明もありませんでしたし、ただ來ただけで、風体も毛染めなど福祉に関わるにしてはと違和感がありました。また女性医で自宅から近いクリニックを探してくれとお願いしたところ、この大学に関係のある、以前にセンターにいた三国ヶ丘の診療所を勧めなど不可思議な行動をするので調べてきました、証拠はメールにて残っており、人事課によると便宜斡旋だそうです。またクリニックに初診の時に是非とも私も同行するとメールにて知らされ、それがあたかも必要は無いのですが、診察室に入りなぜ付いてきたのか、説明もなく。クリニックに聞いてみたところ、支援団体からサポートで付き添いの方は来られますが、初診だけは無く、私は自家用車の名義変更なども一人で行くことが出来、歯科医にもその時に通院していました。A職員が臨床心理士である事を明示せず、A職員が意味のない調査目的の為に同行したことで、盆休みを挟み大幅に福祉保障を遅らせる結果になりました。A職員が付き添う事その後に区役所で面談をした時に、クリニックでのことや、家族の事、それに加えて今日は国民健康保険の手続きをして帰られたらどうですかと言われました。そして後日に、区役所の生活援護課の相談員との面談について来て、父の入院先 クリニックについて また診断書 自立支援医療はまだなど、すべて私の許可もなしで答えており、その時もですが、いつも何かを書き取っていました。この支援員は心理士です。すべて法律違反です。職務違反です。書き取った物も本来ならファックスで送り、その書類はシュレッダーにかけて外には持ち出せないはずで、出張なら終えた時点で上司に報告をしなければならぬそうです。個人情報 医療情報は究極の個人情報で絶対にどのような理由としても本人の許可が必要です。相談と仮面を被り支援員はデータ集めの為、直行直帰で今日は来ない事も多く会議でいない。必要な福祉保障の書類の手続きの知識も曖昧。帰らないのに個人情報を持ち出し、職員証を持ち出し、キセルやサボりもしたい放題。センターに来ずに訪問地に行き自宅に戻らず遊びに行くことも可能です。第三者のチェック機能もない。定期的な倫理教育もない。他の同団体との意見交換や交流会などもなし、奈良県立医科大学の精神医療講座の医師が厚生労働省のマニュアル ガイドラインに従わずに無知識の運営人と違法行為を行い、研究紀要などの論文は医療情報は究極の個人情報で本人承諾が必要ですが、事前確認や説明 同意も無し、不正論文 不正リサーチ このセンターは県立医科大学のただの支店です。行ってただの紀要の為の原因を探るためのモルモットにされるだけです。おまけにセンター長は毎週水曜日に県総合医療センターで非常勤医師をしております。公務員の副業は禁止されています。個人情報保護法違反 医師法違反 精神保健福祉法違反 地方公務員法違反 住居侵入罪 公務員の規律違反。不正業務と職務違反。違法行為で作成された論文 研究紀要は不正論文です。またこのA職員と紀要をまとめている博士研究医医長のC職員です。

行為をするのと、したらしただけの公務員仕事をするので、やめている自治体も多く、このセンターでは資格も知識もない臨床心理士が精神保健福祉士をしてアウトリーチと称して、相談と嘘をつき、引きこもりの実態調査を許可や同意なく行っております。隣の市のこころの健康センターに聞いてみたところ相談を受け付けて各区の保健士が対応するそうで、当然ただの心理カウンセラーの臨床心理士は法的に出来ないし知識もないそうです。他の同団体や精神科医の方々 施設有識者 専門家も同じ答えでした。

臨床心理士だけがなぜ公務員として採用されているのでしょうか。仏教学 神学 イスラム法学 者 西欧哲学 中国哲学など何百年もかけて人間の心の精神の世界を研究してきた学でもあります。思想信条の自由に反する憲法違反ではないでしょうか。思想信条の強制になり、国は個人に対して臨床心理士が100人いれば100人違う事を言う可能性があり、結果や責任を負う事はできませんし、そもそも心理士が責任や彼らの言う事に確信が持てるかわかりません。ただの学説の一つでしかありません。それゆえに心理士がこのこころの健康センターで個人に関わる事には大きな問題があります。また計算された心理士の暗示や洗脳により障害や癒す事の出来ない心の傷を負わされる可能性もあります。心理士のカウンセリングや導きが結果としてどうなったかはほとんど知られておりません。しかし人間開発セミナーやカルト教団 ブラック企業での職員の洗脳のために心理学が悪用されている事もあります。ただウルトラクイズの様な試験に合格した心理士とはなんのでしょうか。B職員はただの保健士で精神保健福祉士ではなく必要とされる法律や倫理ましてや厚生労働省の実地要綱なんて知らないし、面談で得た個人情報を使い講演会をしており、電話にて苦情を入れたところ公務中とは思えない口調や内容で誹謗中傷をしてきました。そもそも他県の職員がなぜこのセンターを支配しているのか。それから市民がどうなるか、結果なんてどうでもいい、この大学の精神医療講座のホームページにこころの健康センターとこの病院は関係病院とあります。市の施設ではないのでしょうか。また人口の少ない田舎にあるのものすごい数の医局医たちです。またこの担当局 健康福祉局に問い合わせたところホームページには診療所と記載があるがどこに書いてあるのですかと回答がありました。また医師は診察はしていないそうです。

A職員の研究紀要の題が引きこもりの訪問支援におけるアウトリーチの実態調査で、引きこもりについての論文は以前はB職員現在は心理士のA職員がまとめており、二人とも専門家でも研究者でもありません。A職員はただの臨床心理士でアウトリーチの知識も資格もないただの心理士です。はぐらかしと誤魔化しの為に次長が嘘の返答で統計調査と答えていますが全く違います。実態調査の為にモルモット集めが目的です。また主幹の女が以前引きこもりの紀要をまとめていたそうで、この女はただの保健士で知識もない、ただ面談をしてデータを紀要の為に集め、自分の栄達の為に紀要をまとめたそうです。現在センター長の医師と主幹から口封じの為に電話にて公務中とは思えない内容の誹謗中傷 いじめ ハラスメント受け、今でも一生癒えないところ

の傷と障害を背負っております。調査には公安の許可書と対象者には提示が必要ではないでしょうか。本来の目的でなく住居に侵入することは住居侵入罪です。そもそも何の為の調査でしょうか。紀要は国立国会図書館と科学振興機構に収められており、学術論文で統計調査ではなく研究論文です。第三者の審査や信憑性はあるのでしょうか。

心理職が保健職を行う事は職務違反であります。また心理職の配置先を人事部に尋ねてみたところ、5年に一度のスパンで転属があり、A職員は福祉社会にはただ研修で覚えただけで、ずぶの素人、当然、コンプライアンス ガバナンスなど知る由もない。ただ公務員仕事をこなしていれば給料とボーナスをいただける。外に出かけて、相談者をネタにさぼりアウトリーチを本業としております。現センター長 前センター長 主幹の保健士 以前の相談係長長の心理士 心理士 以前の医長の男 現在の医長 心理士達 次長 相談係長などがこの不正の首謀者です。

健康福祉局にこのセンターについて尋ねたところ、ネットに診療所と記載があると伝えたところ、何処に書いてあるのですかと返答がありました。また医師も診察もしていないとこのセンターから回答がありました。内容証明を送り、また心理士が行う調査で対象者の尊厳と福祉を守るための法律は日本ではどうなっているのかと、尋ねたところ無回答でした。他の同団体では法律に則った回答を臨床心理士からいただきました。

次長が用意したいつもはぐらかしと誤魔化しのあらかじめ用意した対策の為の言い逃れを用意しており、私と市議の方と協力して、市の各課に重要な証拠メールを添付せずに流して、それに引っかかるように罫をかけ、案の定、センター長の医師が勇んで御託を並べて人を見下して、後ろに何がいるかも知らずに市の顧問弁護士に法の側面から訴えると脅迫して来たのですが、こちらも計算しており、ユースサポートセンター 他の中ころの健康センター職員 医師の方 各市の健康センターの保健士 精神保健福祉士 市議会議員 センターの他の職員 市の職員 マスコミ NPOもすでにご承知です。

現在、この心理士と研究医が行った調査実験により、PTSDによる障害を負わされ、またセンター長の男と主幹の保健士の女から受けた口封じの嫌がらせを根も葉もない女性蔑視の性癖があるなど電話にて言われなきハラスメントを受け、酷いPTSDによる障害を負わされ市議会議員に先生と主治医の助けもあり少し回復してきております。今でもフラッシュバックとトラウマにより苦しんでおり、社会福祉主事の方から、私はもっと早くに受けられるべき社会福祉保障の助けを得られるべきでしたと言われました。私の家族も心理士から被害を受けており、この心理士が担当となる前は主幹の保健士が担当で、調査によりこの主幹の保健士の定年退職前の女が首謀者の頭である事は調べがついております。参与観察という研究方法。福祉保健保障支援援助と偽り参加しており、対象者の福祉と尊厳を無視した、同意も得ていない方法で現在の研究倫理としては認められていない方法です。臨床心理士は厚生労働省の関係の資格ではないので健康センターには入る事はできません。

こころの健康センターは県立医科大学の精神医療講座とは法人が違います。臨床心理士は助言はできますが相談など直接、市民を担当者としては関わる事はできません。このセンターは県立医科大学の精神医療講座附属こころの健康センターです。他の同団体の臨床心理士の仕事内容について尋ねたところ、引きこもり相談支援事業のチームの助言。思春期関連問題の助言。自殺家族の支援の助言と医師への助言で厚生労働省の実地要綱と同じ答えでした。心理士は面談を行い、担当者として訪問支援を行う事はできません。違法行為リサーチは明らかです。依存症の方々も同じく、調査の為のモルモット扱いを知らない状態にあります。また更生の為のグループワークでスポーツが頻繁に職員企画で行われていますが、これはただの職員の為の遊びで給料とボーナスをもらい遊んでいる事は許せない事であり、その首謀者は相談係のD職員です。そもそも何の為のスポーツをしているのでしょうか。運動をやりたければ自分でどこでもなんでもできるはずです。

最後にA職員とのやり取りのメールは決定的な証拠として提出でき、センターの運営人やA職員もメールが証拠として残されている事を知りません。長期に渡りこのセンターについて内応者と共に、有識者 専門家の方からご支援と援助をいただきここまできました。すべては堺市議会議員先生にお任せいたします。我が心秤のごとし 人のていこうにあたわじ。(国家の為ならばこの命をささげてもかまいません 諸葛孔明) 命がけで正義の為に闘う事を誓っております。

父が2月の17日に他界をいたしました。孤立し誰の支援も得られなかった。私はこのセンターの職員を許せません。

世の中の常識からは乖離した独自の判断基準で自己の都合よく歪曲し、自らの対応を正当化し続け、結果、隠蔽体質と一般常識からかけ離れた非常識であることを理解しておらず、危機管理が欠如しており、立証されていない疑惑は事実として存在しないことに自己の都合よく判断し世間的なコンプライアンスの欠如に大きく欠け、違法行為を行う職員を擁護し慮り、むしろ慮っているが、自己を正当化するためだけのはぐらかしであり、ただ職員と市民を利用しているに過ぎない。ガバナンス コンプライアンスの欠如、ただの驕りと責任の回避が実態である。

危機管理運営においてはまったくの素人で、情報の共有 責任の所在などの基本もない。何らかの不祥事の時、最小化するのが使命であるが、それに完全に失敗しており、運営者自身が不祥事の原因であり、彼ら自身が不法行為の原因である。事実を明らかにする、疑わしい時は必ず警察に相談するなど、不祥事が起きた時にすでに、組織として問題があり、それ以上にさせない、危機管理が大事で、要諦はなぜそれが起こったのかを考えて、今後起きないようにするにはどの様にすれば考え改善するのが基本であり、一般常識であるがその意識もない。

全く好ましくない、反社会的組織 異常集団であることは間違いなく、どの様に自浄作用していくのか、改善する能力もない。元々 自浄作用もない、私利の為だけに組織を維持していく力が強く、問題をはぐらかしや、誤魔化しで回避し、社会常識に反する発言を繰り返し、一般常識から

乖離した屁理屈の自説を述べ続ける反社会的行為をむしろ肯定している。正確な事実確認に基づかない発言を続け、組織の不正行為を隠蔽するための発言を続ける組織運営人は選任手続きにおいて能力経歴も明示し客観的に考える必要がある。

事実を招いた関係者の責任の所在を明確にし、処分を行うと同時に再発防止策と管理運営体制の構築を含む、改善計画を迅速に策定することが必要であり、すべての反社会的行為の事を真摯に受け止め、謝罪し、処罰をおこない、民間および健全な同団体からの意見および人材を取り入れて組織として改善していかなければならない。

こころの健康センターの組織的問題点の分析結果です。

受理年月日 令和6年3月7日

歯科健診について

陳 情 者 堺市堺区

大阪府歯科保険医協会堺・高石・和泉地区

地区責任者 平 野 権 栄

歯科健診事業の拡充を求めます

陳情の内容

口腔の健康は、健康寿命の延伸や医療ニーズの総量を減らすことにつながる可能性が示唆されています。妊婦・産婦歯科健診に始まり、乳幼児歯科健診、学校歯科健診、成人歯科健診、大阪府後期高齢者医療歯科健診へと、生涯切れ目のない歯科健診の実施が求められます。その中でも、特に、成人歯科健診の対象年齢の拡大は要となります。

また、堺市では、2019年度、2020年度に71～74歳の歯科健診を無料で実施しました。実施初年度受診率は有料健診である70歳が1%にとどまったのに対し、無料の71歳では4.6%が受診しています。ところが、2021年度から有料化されたため、71～74歳の受診者が前年度比べて1000人以上減り、受診率も3.4%から1.2%へと激減しました。住民のニーズが実証された施策は復活させるべきと考えます。

さらに、歯科健診事業に口腔機能の獲得および維持・向上は「さかい健康プラン」の課題にも位置付けられており、この要素を積極的に取り入れることが近年求められています。

以上の観点から下記を要望いたします。

<陳情事項>

1. 成人歯科健診の対象年齢拡充について

- (1) 対象年齢を20歳以上のすべての年齢に拡充すること
- (2) 当面、70歳までの全年齢を5歳刻みに拡充すること
- (3) 71～74歳の成人歯科健診については無料に戻すこと

2. 成人歯科健診事業の拡充について

50歳以上の健診については歯周病健診に加えて、「口腔機能低下症に関する基本的な考え

方」（日本歯科医学会）に示されている口腔機能低下の評価項目を示すなど口腔機能の維持・向上をめざす要素を追加すること

3. 小児期の歯科健診事業について

離乳完了前および離乳完了後の「口腔機能発達不全症」チェックリスト（日本歯科医学会）などを1歳6カ月、3歳児、就学前の各健診時に活用し、口腔機能の発達に遅れがないかを保護者に気づいてもらう啓発事業の要素を強めること

受理年月日 令和6年4月25日

市立老人福祉センターの入浴施設について

陳 情 者 堺市美原区
梶 岡 進 他 509 名

入浴施設存続について

陳情の内容

堺市老人福祉センターの入浴施設を廃止しないで下さい。高齢者の楽しみであり又独居老人の孤独を防ぐためにも更に健康維持増進、介護予防にも役立つ重要な役割を果たす施設であるので、存続を強く願います。

受理年月日 令和6年5月7日

新型コロナウイルスワクチンについて

陳 情 者 堺市北区
呼吸の自由を取り戻す会・関西
鹿 釜 美千代

新型コロナワクチンによる健康被害救済支援を求める陳情

陳情の内容

去年の8月にホームページでワクチン副反応被害の件数が掲載される以前はデメリット情報の周知は堺市において全く行われていませんでした。ワクチンの被害が全国各地、また堺市においても被害が出ているのを分かった上で、接種を推奨されたのですから、健康被害の救済もしっかりと行っていただきたいと思います。

どうか、ワクチン副反応被害にあわれた方に寄り添う支援、救済をお願いいたします。

現在の報告件数

●新型コロナワクチン接種による副反応疑い報告件数 (2024年1月28日までの報告分)

- ・死亡者数 2,193人
- ・副反応報告者数 37,051人
- ・重篤者数 8,988人

●新型コロナワクチン接種による予防接種健康被害救済制度申請受理数と審査状況 (2024年4月25日時点)

累積件数

- ・累計進達受理件数 10,949件、未審査数 2,221件
- 認定 7,117件、否認 1,575件、保留 36件

内、死亡累積件数

- ・死亡進達受理件数 1,321件、未審査件数 576件
- 認定 561件、否認 182件、保留 2件

<陳情事項>

1. ワクチン接種後に健康被害を受けた場合、「予防接種健康被害救済制度」という救済制度がありますが、健康被害を受けた方やご遺族の方が救済制度の申請するのはハードルが高いと言われていています。

その理由として、

- ・申請書類の準備をするのがややこしい
- ・申請に必要な診断書等の文書を揃えるのに費用がかかる。複数の医療機関にかかっている場合に更に費用がかかる
- ・体調が悪い中、医療機関に診断書等、書類を受け取りに行くことが困難である
- ・申請したとしても結果がでるまでかなり時間がかかる

などの理由から、申請をしたくても出来なかつたり、申請することを諦めてしまう方が多いとのことです。

こういった申請のハードルを下げるべく、市独自の支援をされている自治体があります。コロナワクチン接種により健康被害を生じ、救済制度の申請をされる方を対象に、文書に係る費用、医療費等の一部負担などの支援を行っている自治体に分かっているだけで16自治体あります（新型コロナワクチン後遺症患者の会HPより）。

2月議会で提出しました陳情書に対する堺市からの

- ・ワクチン接種後に副反応により健康被害にあわれた方への必要な相談や支援に繋がることは非常に重要である
- ・必要な支援が行えるよう今後も医療機関を始めとした関係機関と連携し丁寧に対応しますと回答いただいておりますので、健康被害を受けた方に必要な支援策として、次の内容を求めます。

- ① 救済制度の申請に必要な文書費用の支援
- ② 救済制度申請に必要な書類等の準備が困難な方のために郵送対応などの支援
- ③ ワクチン副反応被害による治療費の支援

2. 2024年5月8日の毎日新聞に、新型コロナワクチン接種の翌日に左脳出血で死亡された方の記事が掲載されており、記事の内容は、医師にワクチンと死亡の関係を否定されていたが、救済制度に申請した結果、「因果関係は否定できない」と死亡が認定された、とのことです。

新型コロナワクチンの副反応は多岐に渡り、中長期的な安全性は分からない中で接種が推進されました。

現場の医師ですら判断が難しいのです。

原因が分からないまま、どこに相談していいか分からないまま体調不良に苦しんでいる堺市

民がいらっしゃるのではないのでしょうか。

新型コロナワクチンを接種した堺市民に対して、健康被害実態調査を求めます。

受理年月日 令和6年5月8日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市美原区

住みよい堺市をつくる会 美原区地域連絡会

事務局長 松 本 修

美原区内の諸施策について

<陳情事項>

健康福祉委員会審査分

1. 美原区老人福祉センターの無料入浴施設を来年度以降も存続させてください。
2. 子ども休日救急診療所を堺市東部に開設してください。

産業環境委員会審査分

3. 平尾地区に小型ごみ収集車を導入し、ごみの各戸収集を実施してください。

建設委員会審査分

4. 美原区内の公共交通機関網をより充実させ、自動車道の地下化・一方通行などの措置により、安心・安全の街づくりを進めてください。
 - ① SMIプロジェクト美原ラインを試行ではなく通年実施してください。また、美原区役所ロータリー以遠（さつき野、平尾、青南台）への延伸を求めます。
 - ② 乗り合いタクシーの予約を1時間前からできるようにするとともに利用時間を延長してください。
 - ③ かつての美原町のように無料の巡回バスを走らせてください。
 - ④ 美原区内の歩道・自転車道を整備してください。また整備計画を明らかにしてください。

文教委員会審査分

5. 府立美原高校跡地に支援学校を建設してください。また市として大阪府、国に対して建設するよう働きかけてください。

6. 上神谷支援学校の美原区児童・生徒は、宮園分校への強制転学（令和8年度）ではなく選択・希望制としてください。

7. 学校行事として児童・生徒を大阪・関西万博に参加させないでください。

受理年月日 令和6年5月7日

堺環濠都市北部地区について

陳 情 者 堺市堺区

堺環濠北部の町なみを考える会

世話人 北 岡 秀 彦

垂 井 寛

浜 野 美智子

陳情の内容

私たちは、今回の陳情の提出までに計9回、堺環濠都市北部地区に関する陳情を堺市議会に対して行って参りました。しかし、堺市の回答は、毎回、私たちが指摘した内容に対しては、明確な納得できる回答ではありませんでした。前回の陳情に対する回答におきましても、明確な回答になっていないところや、新たに疑問が生じたところもあります。よって、引き続き、今回関連する陳情をさせていただきますので、ご回答の程よろしくお願い致します。

<陳情事項>

産業環境委員会審査分

1. まず、前回の陳情で、公益社団法人・堺観光コンベンション協会が発行している「堺観光ガイドブック」について、その中の堺環濠都市北部地区の扱いの不当性を指摘し、新たな観光ガイドブックの作成を求めた件について、堺市観光当局から「改定作業を進めており、鉄炮鍛冶屋敷や文化財、伝統産業事業者等の情報を記載し、観光誘客やエリア周遊につながるものにします。」との回答をいただきました。また、その前文には、「本市は、古いまちなみが残る堺環濠エリアを鉄炮鍛冶屋敷など歴史文化資源が集積する観光誘客の重点エリアと位置付けています。」とも書かれていました。

しかし、本年3月3日に、3年以上の長期に及ぶ、修復工事と展示準備を経て、きれいに整備され開館しました鉄炮鍛冶屋敷（井上関右衛門家住宅）は、建物はきれいに修復されて見違えるようになりましたが、その真ん前には薄汚れた電柱が突っ立っており、目障りな事この上ありません。また、鉄炮鍛冶屋敷の前の道路は何の変哲もない普通の舗装道路ですが、その道路も掘り返された跡がそのまま残っている、おそまつなパッチワーク状態で、もちろん道路の

美装化等、夢のまた夢です。これが、堺市が言われる「鉄炮鍛冶屋敷など歴史文化資源が集積する観光誘客の重点エリア」の現状です。観光当局は、市民や観光客のみなさんに、ここが、「本市の（中略）観光誘客の重点エリア」ですと胸を張って言えるのでしょうか？

また、以前、議員や市民からも議会質問や陳情で当該地域の無電柱化や道路の美装化を指摘された時にも、担当部局は無視したり、のらりくらりと答弁しておられましたが、当該地域を「本市の（中略）観光誘客の重点エリア」と言明する観光当局は、担当部局である建築都市局や都市景観室に対しては、何も言えないのでしょうか？

堺市のこのような時代遅れの状況は、外部から見ても奇異に見えるようで、ついに、本年2月6日に開催された堺市都市計画審議会では、外部委員を含む複数の委員から、景観計画における電柱や電線の扱いについて疑問の声が上がったことが、当該審議会の議事録を見るとよくわかります。市民はもちろん、わざわざ本市に観光に来られる外部の観光客の方々がこのような「観光誘客の重点エリア」の現状を見て、どのように感じられるかは、疑問の余地はありません。世界遺産のある政令市・堺市の「観光誘客の重点エリア」をこのような状態で放置し続けることは、堺市観光当局の恥ではありませんか？ また、今後どのように対処されるのでしょうか？

この件に関して、堺市観光当局の明確なご回答をお願い致します。

建設委員会審査分

2. 次に、堺環濠都市北部地区に関する陳情の内、3回は景観規制に関するものでした。また、前回の陳情書でも、堺市と当会との景観規制への取組が中断していることを指摘して回答を求めましたが、当局の回答では、「今後も当地区における歴史的なまちなみを活用した魅力の創出に向けて、地域住民のご意見も聴きながら、関係部局と連携して取り組みます。」とあるだけの的外れなもので、何も具体的な内容は示されませんでした。

「地域住民のご意見」とは、具体的にどなたの「ご意見」ですか？ 私たちの意見は、「地域住民のご意見」の中には含まれないのでしょうか？ 令和3年8月10日に提出した陳情書にもあるように、私たち「考える会」は、景観規制について、「堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会」の場で、住民の参加も得ながら勉強し、堺市と協働して規制案を作成し、その後、意向把握調査として、この規制案に対するアンケートを、規制対象となる可能性のある区域の地権者の方々に、堺市・「考える会」の連名で、堺市の封筒を用いて堺市から発送し、堺市が回収・集計を行いました。その結果、項目によって、回答者の8割、9割という賛成を戴き、規制案として確立しました。しかし、前述したように、堺市と私たちが協働で実施した意向把握調査の後、コロナ禍を口実に、堺市は調査結果に関する説明会も実施せず、現在に到るまで、私たちとの景観規制をめぐる協議にも応じていません。堺市と協働の景観規制への取組は、宙に浮い

たままです。

このような状況の中、ついに、再び、町なみ再生事業の重点地区に位置する空き地（元パチンコ店跡）に、10階建てマンションの計画が公表されました。堺市は「当地区における歴史的なまちなみを活用した魅力の創出に向けて（中略）関係部局と連携して取り組みます。」と言っていますが、これが、「魅力の創出に向けて」「取り組」んでいる成果でしょうか？また、「関係部局と連携」とありますが、その「関係部局」の中には観光部局も含まれるのでしょうか？「関係部局」とはどの部局か、具体的にお示し下さい。

「今後も当地区における歴史的なまちなみを活用した魅力の創出に向けて、（中略）取り組む」というのであれば、何よりも、堺市には意向把握調査を実施した責任があります。まず、住民に調査結果を自ら丁寧に説明すると同時に、堺市によって中断されている、私たちとの景観に関する協議を、誠意を持って再開した上で、広く「地域住民のご意見も聴きながら、関係部局と連携して取り組」んでいただくことを、切に希望し、このことに対する明確な回答を求めます。

受理年月日 令和6年5月8日

公共交通について

陳 情 者 堺市南区

住みよい堺市をつくる会宮山台中学校区連絡会

代表 青 野 敬 次

堺市南区

宮 武 賀 代 他190名

陳情の内容

堺市におかれましては、高齢者をはじめ市民の健康と暮らしを守るために努力されておられることに感謝申し上げます。私たちが、2018年6月議会に提出しました要求項目に対して事業者の南海バスは、「新規路線の開設は事業としての採算性、今後の発展性など、多角的な研究・分析が必要となり、慎重に判断が必要であり即時の開設は致しかねますが、お寄せいただいた要望は今後の事業計画作成時の参考とさせていただきます」との回答。堺市は「今後も事業者と協力しながら公共交通の利便性向上に取り組みます」との回答でした。

この6年間、私たちは市民に堺市、南海バスの回答を伝え要求運動を続けてきました。市民からは「この要求署名待っていたんや」「通勤通学など便利になる」「西区の人を泉ヶ丘に呼び込める」「地域の活性化につながる」また、JR利用者からも「早く実現して欲しい」など実現が待たれています。一方、泉ヶ丘周辺の街づくりの進捗状況では近畿大学病院が2025年11月に移転することが発表されています。人の移動が大きく変わると思います。

また、市民の高齢化も進み運転免許証の返納者が増えています。地域で健康に生きていくためには外出し、人との交流を深めていくことが大切です。日々の移動はバスしかありません。6年間に市民から寄せられた署名は3500筆を越えています。住みよい堺市をつくる会が行った市民アンケートで、堺市に力を入れてほしいこととして福祉の充実、教育の充実に次いで、公共交通の充実（電車・バス）を求める声が多く寄せられています。

市民の移動が保障される移動権、生活権は「生きていく上で最も生活実態に密着した重要な権利」です。堺市は住民の暮らしを守る視点から考え私たちの要望の後押しをして下さい。

私たちは、議会ごとに堺市への陳情、意見陳述を行ってきました。建設委員会では「バス路線新設の要望は強いものがあり鳳駅前バスターミナル整備も進み現路線の利便性が変わってくる。

事業者の考えもありますが、行政の役割は、不採算であっても住民の移動する権利を保障していく立場で対応することが大事だ」「行政が利用者の声を聴いて企業ベースでなく行政の関与が重要だ。堺市は企業努力を引き出し、行政も支援し市民が暮らしやすくしていくこと」との意見が出されました。

堺市は私たちの要望をぜひとも実現するために南海バスに働きかけてください。

全国に誇れる堺市の「おでかけ応援バス制度は市民の宝」です。利用対象者を拡充して下さい。

私たちが要望する項目を一日も早く実現のためご尽力いただきますようお願いいたします。

<陳情事項>

1. 泉ヶ丘からJR鳳駅へのバス路線の新設を南海バスに働きかけてください。
2. おでかけ応援バスを子ども・障害者・妊婦・生活困窮者にも適用してください。
3. おでかけ応援バスの乗り継ぎ制度の充実を南海バスに働きかけてください。

受理年月日 令和6年5月7日

公園の水道施設について

陳 情 者 堺市南区
三原台1丁東自治会
会長 中 西 晃

街区公園への水道施設の整備費用を助成してください

陳情の内容

街区公園と水道施設との密接な関係について

地域にある最も身近な公共空間である「街区公園」は、住民にとっては散歩や休憩、緑や草花がある癒しの空間であり、子どもたちの遊び場、地域のイベント開催やコミュニティ活動にとってなくてはならない貴重なコモンスペースです。また、災害時には一時避難所ともなり、地域住民の安心・安全を守る砦としての役割も期待されています。街区公園に「水道施設」が設置されるならば、地域と密接な関係にある街区公園が有する役割や機能をさらに補完、充実させることが可能になるものと考えています。

- ①災害時・緊急時の応急対策：街区公園は災害時の一時避難所であり、万一の場合の共同炊き出し等に活用できます。
- ②緑や草花の育成と環境保全：まちの緑化や四季を彩る草花の植樹、ボランティアによる水やり活動は、快適な住環境づくりに欠かせません。
- ③地域コミュニティ活動の育成：子供まつり（水鉄砲やヨーヨー釣り金魚すくい）等のイベント企画。地域コミュニティの醸成に寄与します。
- ④公衆衛生・健康維持に有効：公園清掃や草取り活動後の手洗いやうがい等の衛生対策、猛暑日の水分補給など熱中対策にも効果が期待できます。

水道施設の設置者及び維持管理者について

街区公園に設置する水道施設の設置者及び維持管理者となる主体は、「単位自治会」「公園愛護会」「こども会」等の3つの地域団体が対象と考えられます。単独若しくは共同運営となる者については、水道施設の設置について、あらかじめ公園管理者に届けを行い、占用許可を得るものとなります。

<陳情事項>

水道施設の設置に伴う費用負担について

1. 水道施設の整備費

水道施設の設置に伴う整備費（引込み負担金、埋設管とメーター設置、道路の掘削と舗装整備費等）については、前記の設置者及び維持管理者がその1/2を負担し、堺市が残り1/2を補助（但し、堺市の上限は500千円/件）して下さい。なお、補助金支出に必要な手続き等については、堺市が別途定めて下さい。

2. 水道施設の維持管理・水道使用料の負担

水道施設の維持管理及び水道使用に伴う費用については、上記の水道施設の設置者及び維持管理者がその全額を負担します。水道使用料の支払いに必要な手続等については、堺市が別途定めて下さい。

受理年月日 令和6年5月7日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市堺区

日本共産党けやき（三国・榎地域）後援会

会長 南 美 義

永 浜 祐 輔 他 321 名

榎小学校の通学路の安全等について

陳情の内容

榎小学校では年々児童数が増え、登下校時における通学路の安全確保が何よりも求められますが、中央環状線の下をくぐる「榎元町通路」は、午前7-9時の車両規制があるのみで、午後の下校時には何の規制もないなど、きわめて不十分です。児童が安心、安全に登下校できるよう通学路のさらなる安全対策を求めます。

また、利用者が増える放課後児童の「榎のびのびルーム」の専用教室が少なく、その増設を求めます。

地域の要望に早急に対応していただくよう、323筆の署名を添えて陳情いたします。

<陳情事項>

建設委員会審査分

1. 「榎元町通路」の交通規制を強めるなど、通学路のさらなる安全対策をとること。

文教委員会審査分

2. 「榎のびのびルーム」の専用教室を増設すること。

受理年月日 令和6年5月2日

支援学校について

陳 情 者 堺市美原区
岡 本 裕 子
溝 部 奈 央
山 岡 佳 代

上神谷支援学校児童・生徒の分校（宮園小学校への支援学校分校併設）への転学は
強制ではなく選択・希望制を求める件

陳情の内容

「支援学校分校設置に関する説明会」が2月、3月の2回にわたり上神谷支援学校で実施されました。宮園小学校に空き教室があるからと狹隘化の解消のためを打ち出し宮園小学校に間借りして設置予定の支援学校分校。その分校、宮園分校へ令和8年度、上神谷支援学校から転校移動させる対象区児童・生徒は美原区・北区とすると一方的にいきなり通知されました。

中3.小6を除く北区・美原区の在校児童生徒（約30名）を令和8年度には、強制的に分校への転学を強要するものです。また同時に百舌鳥支援学校の生徒も約50名、合計約80名を転学させる決定の説明会でした。何の相談もなくいきなりの方針を決定のもと同意だけを無理やりに求めてくる説明会となり、美原区・北区の保護者だけでなく、上神谷支援学校の保護者全体が驚き、不安にかられる状況になっています。

以前の事例で百舌鳥支援学校から上神谷支援学校への転校は保護者・子どもの希望をきき実施されていました。当事者となった対象区保護者・児童はもちろん百舌鳥支援学校、宮園小学校の保護者、児童にも混乱を招いている状況です。

私たちは、上神谷支援学校で、小、中9年間を通しての教育を受けられることを前提とし、必要とし、選択し通わせてきました。子どもたちにとっても継続性のある教育内容、環境で学べることは大変重要な意味があります。発達障害のある子どもたちはとりわけ周囲の環境変化に戸惑い、疲労、自律神経のコントロールが難しいものです。それは想像以上のストレスや不安を感じさせ、今までできていたことができなくなったり、学校に行けなくなったり、時には他害、自傷行為をおこす事も珍しくはありません。現在の同じ校内でも進級時には環境の変化に順応することが難しく苦

劣している児童がたくさんいます。それをいきなりの転校で、環境の変化、友達とも引き離され、先生とも引き離され、全く見知らぬ場所に強制的においやるのは、全く非教育的で、児童、生徒にとってはゼロからの出発になり、発達の遅れにつながることに何ら配慮や考慮のない出来事です。

今、上神谷支援にある子どもたちの姿は、習得している生活や成長は安心した慣れ親しんだ環境で、根気よく繰り返す中で培われてきたものです。環境をかえないでほしい。

今在籍している児童、生徒の教育の場を分校、在籍校、どちらにするかは保護者の意見、希望をきき希望制にするのは当たり前の配慮事項です。狭隘化による分校や新校の設置は急務であることと、今在籍中の子どもたちの教育の場をどこにするのかは全くの別問題です。教育委員会は子どもたちのためといい、分校への同意を求めてくるばかりです。発達を妨げないでほしい。在籍中の児童生徒、保護者に対しては上神谷支援学校での9年間の教育課程を保障されるべきです。選択制にしてほしいです。

分校への転校は美原区・北区とされています。その選択理由も乱暴です。中区の宮園分校とした理由には、スクールバスの乗車時間の短縮を目的としたとされ、美原区は18分程度短縮といいつつ、北区は10分程度長くなるといい、理由になりません。その違いも実質交通事情により地域の混雑具合から今より長くなる場合があります。不確定です。10～20分のためにすべての環境の変化をしいられ、友達を奪われることを天秤にかけたとき、子どもたちのためとバスを理由づけにするにはあまりにお粗末です。

また「西浦支援学校高等部への進学を見据えてこの地域を対象とした」と言いますが西浦支援学校へは美原区だけではなく東区の児童も通いますからこれも美原区や北区を対象とした理由になりません。数の上で決めたと疑いをもちます。現に、説明会の質疑応答では美原区になった理由について教育委員会側は返答に「数合わせといわれればそうかもしれません」とお答えです。上神谷支援学校のような、施設、設備の整った新しい支援学校に転学ならまだ考慮の余地はありますが、分校である性質上、校長はおけない、プールや特別教室、運動場、体育館、すべて宮園小学校と共用。それ以上の具体的なことは何一つ示されず転校のみを強要されています。小学校規模に宮園の小学生50名、宮園の教員がいるなかに、80名の中学生をふくむ障害のある子ども達と新たに教職員40名を強制的に転校させ事故の危機感や、想定しうる出来事への配慮ある説明がまったくありません。本当にできるとお考えでしょうか？

狭隘化の解消も理由にしていますが宮園小学校に上記の人数をいれるにあたり、ほとんどが共有しなければならない時点で、本当に狭隘化の解消といえるのでしょうか、きちんとした試算の説明もありません。

転校していただかなければ、百舌鳥、上神谷支援学校の両校の狭隘化、教室不足の解消につながらないと教育委員会はお答えです。支援学校の過密、狭隘化、教員不足は誰のせいでしょうか？保護者や子どもたちのせいでしょうか？数年前から言われてきたこの事態の放置のしりぬぐいのため

に、なぜいま学んでいる子どもたちが犠牲にされなければならないのでしょうか？このつけを児童・生徒に押し付ける乱暴なやっつけ仕事のような解消があってはなりません。今求められるのはその場しのぎの分校ではなく、先の狭隘化、支援の必要な子どもたちの増加を見据えた新しい学校の設置です。及び新しい高等部まである支援学校の設置がもとめられています。

当事者になってしまっている混乱させられている3校について、宮園小学校・百舌鳥支援学校・上神谷支援学校、それぞれが大きな不安と混乱のなかにいます。宮園小学校の保護者地域の方々も違った形での地域活性と町づくりをのぞんでいるこえがあります。陳情にも地域の学校の児童数減少と空き教室がリンクしたためこの案があがっているのではと疑問の声もあります。

とりわけ百舌鳥支援学校の狭隘化、老朽化、さまざまな問題には心が痛み、同じ支援学校としてすでに上神谷支援学校も施設の適正人数をオーバーし子どもたちが文科省提示の一クラス当たり的人数を超えて子どもたちをつめこむ圧縮教室での教育をよぎなくされています。

このことから狭隘化の解消は急務であり、根本的な解決として先をみすえるなら、きちんとした支援学校の建設や、すでに廃校となっている学校施設の改修がもとめられています。

以上、児童・生徒のことを第一に考慮いただき以下の件を強く要望致します。

<陳情事項>

1. 令和8年度の分校開設予定にあたり、今在籍し学んでいる上神谷支援学校の美原区在住児童、北区対象地域児童の転校は小6、中3と同様に選択・希望制にし中学部卒業までの教育保障をお願いします。
2. 支援学校の過密、狭隘化の真の解決に向けて、小学部から高等部まで系統的な指導支援ができる新しい支援学校の建設・設置をお願いいたします。
3. 上神谷支援学校の設置基準（1学級6人）を超える過密学級解消へ、教職員をふやしプレハブを建てるなど、出来る限り、子どもたちが学んでいる現状への速やかな対処をお願いいたします。

受理年月日 令和6年4月25日

支援学校について

陳 情 者 堺市堺区

堺市立支援学校保護者有志

東 智枝美（百舌鳥支援学校 PTA 会長）

堺市立支援学校について

陳情の内容

平素は支援学校・支援教育の充実にご尽力いただき、ありがとうございます。

昨年の9月に堺市立支援学校の保護者には令和8年4月に宮園小学校に支援学校の分校が併設されるのお知らせがありました。また、今年の1月にはその支援学校分校の校区が発表され、宮園小学校周辺が校区になるのではなく、百舌鳥支援学校の児童生徒は北区の5中学校区が対象校区となり、とても驚くとともに納得のいく理由が示されず困惑しています。

その後、2月と3月には堺市教育委員会による堺市立支援学校分校設置に関する保護者説明会が開かれましたが、その説明と保護者の質問に対する回答は一方的かつ不十分で、宮園分校がどんな学校になるのかが全く見えてこず、宮園分校が開校しても百舌鳥支援学校の教室不足は解消されないこともわかり、子どもたちや保護者も不安な気持ちでいっぱいです。年々、老朽化の進む百舌鳥支援学校の校舎・施設設備も限界を超えてきています。

宮園分校の設置が支援学校の子どもたちを含め堺市全ての子どもたちのしあわせにつながっていくものになるように心から願い、また、今後も堺市立支援学校の素晴らしい教育がより一層、発展していくことを切に希望します。

<陳情事項>

1. 宮園分校について

- (1) 宮園分校は生活面の学習よりも教科別学習の時間が多いカリキュラムの学校、地域の小中学校の支援学級と支援学校の間ぐらいの教育をする学校にしてください。校区は全市を対象とし、希望選択制とする堺市で新しいスタイルの支援学校の設置を希望します。

〈その理由〉

- ・地域小学校支援学級から支援学校中学部に進学をさせた保護者に中間校のニーズが多くあるため。
- ・今春、百舌鳥支援学校中学部に地域小から進学してきた生徒の数が過去最高だったため。
- ・従来の支援学校を建設するよりも少ない改修費で工事ができるため。
- ・堺市の中央に位置し、駅に近いことから全市から通学しやすく、学校周辺の環境を教育活動に活かせる立地のため。

(2) もし、上記(1)のような学校が叶わないとしたら、宮園分校の該当校区の児童生徒は約6年前に百舌鳥支援学校から上神谷支援学校への校区変更があった時のように希望選択制（宮園分校に行かず、百舌鳥支援学校に通い続ける選択もでき、今後入学してくる児童生徒もその選択ができる）にしてください。また、宮園分校に転校することによって、これまで利用してきた放課後等デイサービスが使えなくなるなどの不利益が生じないように、健康福祉局と連携を取りながら、責任ある対応をお願いします。

〈希望選択制を要望する理由〉

- ・入学の際に単独の支援学校を選択し、併設校で学ぶことを全く想定していなかったため。
- ・就学相談や進学相談をした時のように、いくつかの選択肢の中からその子に合った学びの場を選ぶことが必要であり、単独の支援学校と併設校ではあまりにも環境が異なりすぎるため、宮園分校しか選択できないことはあり得ないので。
- ・環境の変化に弱い子どもを強制的に転校させることはかなりの負担を強いることになるため。

(3) 宮園分校の開校にあたり、支援学校設置基準を遵守してください。その上で、開校2年を切った現段階で決まっている普通教室の数や面積・配置、ホール・プレイルーム・スノーズレン室、集会室、自立活動室（お風呂・畳部屋・調理や洗濯等ができる設備）、排泄トレーニングができるトイレ（シャワー・洗濯機・男女関係ない入口の身障者用トイレ）、木工室、陶芸室、揺れ遊具（ぶらんこやつり遊具）、分校専用の配膳室等の支援学校独自に必要な施設設備についての設置計画をお示してください。

(4) 堺市教育委員会が他県の併設の支援学校を視察した際の情報を保護者や教職員と共有してください。また、次に視察する際には支援学校職員（準備委員会メンバー）も同行させていただきます。

2. 百舌鳥支援学校について

- (1) 支援学校の児童生徒数はひとクラス6人までと定められていますが、今年度からはひとクラス7人以上のクラスが学校全体で7クラスもあります。宮園分校が開校しても百舌鳥支援学校の狭隘・教室不足は解消されませんので、百舌鳥支援学校に隣接する陵南中学校の空き教室を利用したキャンパス方式（学校群）を採用してください。もし、空き教室を授業で使うのが無理であれば、倉庫として使用可能か教えてください。
- (2) 宮園分校が設置されたとしても百舌鳥支援学校は校舎が古く、施設設備も全く十分ではありません。もし、建て替えが無理なのであれば、移転先を早急に考えてください。その場合は百舌鳥支援学校のような単独の支援学校の設立を強く希望します。

受理年月日 令和6年5月8日

市立小中学校の校区について

陳 情 者 堺市西区
小 松 剛 士

公立小中学校の校区について

陳情の内容

市内の公立小中学校へは割り当てられた校区の学校に通学しなければならないが、住居の場所によっては校区内の学校がかえって遠くなり、通学時間の長時間化、それに伴い登下校中の様々なリスクが増加すると思います。

そこで、市内の全ての公立小中学校、もしくは少なくとも隣接する校区の公立小中学校でも選択できるように条例を見直していただきたいです。

よろしく願いいたします。

受理年月日 令和6年4月18日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区
堺学童保育連絡協議会
会長 松 谷 有 紀

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以下、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

私たち、堺学童保育連絡協議会（以下、学保連）は1970年に結成され、これまで堺の学童保育において、こどもたちの生活の充実と発展を願って活動をすすめてきています。

堺の学童保育である「のびのびルーム」において、超大規模化の問題、指導員不足の問題、専用室確保の問題は全市的な改善が行われず校区による差異が生じており、こどもたちの生活環境に大きな影響を与えております。早期の解決を望みます。

保育環境において、トイレの環境整備の要望が多く校区から出ています。これは、こどもの人権に関わる問題です。早期に改善を求めます。

こども家庭庁が2024年度予算案において放課後児童健全育成事業における「運営費における常勤職員配置の改善」を発表しました。国が学童保育において「常勤職員」の必要性を認めたことは大きな前進です。堺市においても指導員の常勤配置が進んで、指導員が保育に専念できて保育内容の向上、こども対応、保護者対応が充実することを要望します。

こどもたちの掛け替えのない放課後の生活を充実、発展させるために今回の運営事業者の選定について以下の項目を陳情いたします。誠意ある回答をお願いします。

<陳情事項>

1. 指導員の配置について

仕様書に「追加配置「障害等のため配慮を要する児童の在籍や安全管理上必要な場合等に伴う業務従事者の追加配置については、発注者が必要と認めた場合について行うものとする」とあります。

前回に陳情書では「現在、運営事業者による指導員確保が困難の実情を踏まえ、配置を義務

付けることは困難と考えます」と回答されました。

指導員の追加配置が運営事業者の判断に委ねられ、指導員確保が困難な状況において義務付けはできないとの堺市の判断はあまりにも無責任です。前回も指摘しましたが放課後子ども支援課が当該児童の「観察」を行い、点数化して配置の決定を行っています。運営事業者の判断ではなく、堺市放課後児童対策事業の実施主体として堺市が加配指導員の配置を義務付けて、子どもたちの安全と成長、発達に責任をもってください。

また、「仕様書」の「追加配置「障害等のため配慮を要する児童の在籍や安全管理上必要な場合等に伴う業務従事者の追加配置については、発注者が必要と認めた場合について行うものとする」のところを市の責任で配置すると仕様書を変更してください。

2. 指導員の勤務実態

前回の陳情書において「委託業務の発注にあたり、労働関係法の遵守と適正な労務管理の確保を求める。委託業務である以上運営事業者の雇用する指導員の雇用条件について、調査、改善を求める権限は本市にはない」と回答されました。

堺市は、企画提案書において、勤務労働条件の改善計画を求めていましたが、その履行についても確認を行わないのですか、運営事業者が提出した勤務労働条件の改善計画の履行確認を行ったうえで運営事業者を指導してください。このままでは、堺市において同じ業務を行う指導員の勤務労働条件に違いがでます。

3. 指導員の常勤配置について

こども家庭庁が2024年度の予算案において放課後児童健全育成事業における「運営費における常勤職員配置の改善」を発表しました。国が学童保育において「常勤職員」の必要性を認めたこと大きな期待を持っています。ただ、発表が昨年度後半でしたので今年度の予算への反映は困難だったと推測します。

では、今年度、堺市は国の「指導員の常勤職員配置の改善」について補助金を取れるように予算措置を行い、早期の実施を求めます。

4. 保育環境の改善について

前回の陳情書の回答において国が進める「学校施設の余裕教室、特別教室などのタイムシェアや体育館、校庭の有効活用」を促しています。とありますが、これは専用教室が確保された上で臨時的な活用方法です。

そもそも、国はおおむね児童40人を1単位として専用教室を確保して複数の指導員配置をして運営を求めています。堺の運営方法（組織ごとに運営するのではなく、組織が増えると指導員の人数を増やすのみ）では大規模化は防ぐことはできません。

再度、要望します、1単位ごとに専用教室を確保して運営を行ってください。また、専用教室の確保について、改修、建設を含めて今年度の予定を教えてください。

特に、トイレについては、利用人数に対する設置数、和式・洋式の割合、設置年数など子どもたちに我慢させるなど、子どもの人権にかかわります。現在、教育委員会が問題、改題があると認識する校区と改修工事の予定についておしえてください。

5. 研修会について

堺市は、大阪府放課後児童支援員認定資格研修を履修した指導員を「有資格者」として配置人数の半分の配置を決めています。しかし、補助員の資格については定めていません。

大阪府に対して補助員の研修を行うように要望してください。また、堺市としても補助員の研修を計画、実施を行うように要望します。

6. 事業内容をよくするために

昨年度、堺市教育スポーツ振興事業団の運営が限定されて、運営事業者の選定に関われなくなりました。そして、民間企業だけで運営事業者の選定が行われ、運営事業者の変更がありました。

年度末、運営事業者の説明では「これまで通りです、心配しないでください」と繰り返し言われました。保育内容が変わらないのであれば運営事業者を変更する意味があるのですか。

利用者アンケートで、85%以上の保護者が「満足」及び「おおむね満足」と回答していますが、満足していない15%の保護者の声をくみ取って保育内容の改善にむけて、各運営事業者が作成した「企画提案書」を公表してください。

のびのびルームの充実、発展のためには関係者が協議する場が必要です。子どもの権利条約では「子どもの意見表明権」も保障されています。ぜひ、子どもの代表も参加できる「運営協議会」の設置を求めます。

受理年月日 令和6年5月8日

令和6年 第2回市議会(定例会)陳情書綴

令和6年5月 発行

編集・発行 堺市議会
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

印刷 真生印刷株式会社

堺市行政資料番号
1-B2-24-0043

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

